

# 合戦手負注文の成立

—<つはものの道>再考—

海津一朗

## はじめに

- 1 戰場実検段階の手続き文書
- 2 村の合戦手負注文

## 3 武士の合戦手負注文・再考

結語

### 論文要旨

従来、武家の戦功確認の手続き文書としては、対蒙古戦争を画期として成立する軍忠状が注目されてきたが、その前段階には、軍奉行や侍所による戦場実検段階に作成される合戦手負注文・合戦手負実検状が存在していた。戦場実検は、境相論や悪党訴訟など鎌倉期在地社会の私合戦において広く確認され、複合文書としての合戦手負注文もその過程すでに成立していた。戦場実検手続きは、境相論などの私戦を訴訟ルートに載せて相手方の非拠を証明するという紛争解決の一形態であり、14世紀以後に頭在化する武家の戦功確認作法は、このような在地慣行の延長上に成立したものであった。すなわち、軍忠状の提出は、原初的には地域紛争を公戦として認定させ、軍勢による占領行為から避難することを目的とするもので、手負注文はそのための証拠文書であったと考えられる。

中世戦争研究の前進のためには、戦争を「武家軍事史」として孤立的に扱うのではなく、中世社会論として普遍化し、組み直していく作業が不可欠である。本稿もそのための一つの試みである。